

令和7年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における主要生息地等におけるモニタリング業務に係る仕様書

1. 件名

令和7年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における主要生息地等におけるモニタリング業務

2. 業務の目的

日本政府は、平成29年2月にユネスコ世界遺産センターに対し、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産一覧表記載推薦書（以下、「推薦書」という。）を提出した。その推薦書に対する国際自然保護連合の勧告及び評価報告書が平成30年5月に示され、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産推薦地（以下、「本推薦地」という。）は、「登録延期」の勧告を受け、推薦区域の設定の見直し等の指摘を受けた。IUCN勧告等を受けて、日本政府は、IUCNからの指摘事項について速やかに対応し、平成31年2月に推薦書を再提出し、令和3年7月に世界遺産委員会にて本推薦地の登録が決定された。

推薦書の再提出と併せて、環境省、林野庁及び関係地方公共団体（以下、「管理機関」という。）は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議及び地域連絡会議のもとに設置された地域部会、学識経験者によって構成される奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会のもとに設置された奄美ワーキンググループ及び沖縄ワーキンググループにおける検討を経て、令和元年8月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画」（以下、「モニタリング計画」という。）を策定した。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域（以下、「遺産地域」という。）の価値は、温暖湿潤な気候が育む亜熱帯照葉樹林に生息する固有種・絶滅危惧種の生息・生育地であり、これを将来にわたって保全していくためには、森林の健全性を担保することが必要不可欠である。森林の保全状況に悪影響を与える要因は大小様々であるが、大規模な要因として、地球温暖化による植生変化の進行や、近年大型化している台風による風倒木の増加や土砂崩れ、その他自然災害等が挙げられる。こうした要因に晒された結果生じる遺産地域の森林の保全状況の変化を把握するため、モニタリング計画の指標として、指標9「森林全体の面的な変動」及び指標10「主要生息環境の変動」を定めている。

本業務では、遺産地域における森林の面的な変動を把握するための衛星画像を活用したモニタリングと、温湿度の質的変動を把握するためのモニタリング体制の構築を目的とする。

3. 業務の内容

(1) 打ち合わせ及び業務計画書の作成

環境省沖縄奄美自然環境事務所（以下、「事務所」という。）の担当官（以下、「環境省担当官」という。）と打ち合わせを3回実施する（業務開始時、中間時、業務完

了時の1回当たり2時間程度を想定)。打ち合わせ場所は事務所を想定するが、ウェブ会議システムを活用することを妨げない。

また、業務開始時の打合せまでに本業務の進め方やスケジュールを示した業務計画書案を作成し、環境省担当官の承諾を得ること。

(2) 森林全体の面的な変動に係る解析及び評価の実施

①過年度の森林の変化に関する解析

遺産地域及び緩衝地帯の合計 67,007 ha を含む範囲(約 1,590km² 程度;別紙1を参照)について、平成31年~令和6年における衛星画像を用いて、森林の経年変化を定量的に評価するための画像解析を実施する。なお、必要な衛星画像は環境省担当官が貸与する。

②過年度の森林の変化に関する評価

(2)①で解析した結果を整理し、過年度の森林の変化について考察する。とりまとめ結果については、本遺産に関連する会議等で概要を説明することを想定し、調査・解析結果の概要を納めた資料を7月中を目途に作成する。

(3) 主要生息環境等の質的変動に係るモニタリングの実施

①モニタリング機器の設置地点検討

現在改定作業中であるモニタリング計画改定案の別表モニタリング指標一覧の「気候変動の影響を受けやすい環境の変動」のモニタリング候補地の詳細な検討を行う。各調査地区(奄美大島(3地点)、徳之島(2地点)、沖縄島北部(3地点)、西表島(2地点)合計:10地点)において、機器設置に関して現地踏査を行う(各地2名で奄美大島3泊4日、その他2泊3日を想定)。検討に当たっては、奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の各地の環境省職員が通常の巡視でアクセスが可能な場所、雲霧帯等の気象の影響を受けやすい環境、土地の所有者が公有地又は国有地であることに留意すること。設置候補地点までの踏査ルート及び候補地点の位置情報、候補地点の環境状況、踏査する上での注意点などをとりまとめること。

②モニタリング機器設置の手続きに係る情報収集及び必要書類の作成

(3)①で選定したモニタリング地点において、機器設置に必要な手続きに関して情報収集し、整理すること。また、モニタリングの試行に係る自然公園法等の必要な法令申請書類を作成すること。

③モニタリング機器設置及び景観写真撮影の実施

(3)①で選定したモニタリング地点において、温湿度計を設置する。また、各地点で景観写真撮影を行う。奄美大島(3地点)、徳之島(2地点)、沖縄島北部(3地点)、西表島(2地点)の合計10地点を予定している(各地2名で奄美大島3泊4日、その他2泊3日を想定)。各地への設置に際しては環境省の各現地職員と同行のもと実施し、機器の操作方法等について説明すること。

なお、必要な器具(温湿度ロガー計10台)は環境省担当官が貸与する。

④観測データの整理・とりまとめ

環境省担当官から提供する温湿度計の観測データを整理し、グラフ等の作表を行う。とりまとめ結果については、会議等で概要を説明することを想定し、調査・解析結果の概要を資料とする。

なお、環境省担当官が観測データの回収を行い、請負者側にデータを提供する。

(4) 報告書の作成

上記(1)から(3)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和8年3月31日(火) まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 5部(A4判 30頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚(セット)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省沖縄奄美自然環境事務所野生生物課

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和6年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における生息・生育環境の保全状況把握のためのモニタリング等業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和6年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における生息・生育環境の保全状況把握のためのモニタリング等業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所野生生物課（TEL:098-836-6400）

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。